

防整施第6933号
28.3.31
一部改正 防整施第5214号
30.3.29
一部改正 防整施第4964号
令和2年3月30日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設工事に係る技術業務における標準現場説明書について（通知）

標記について、建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙第7項に基づき別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告、指名通知、手続開始の公示又は見積依頼を行う技術業務について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。ただし、本説明書により難しい場合は、適宜説明事項を削除し、又は本説明書の趣旨に沿って追加できるものとする。

なお、建設工事に係る技術業務における標準現場説明書について（防整施第15603号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

別紙

技術業務標準現場説明書

1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告、プロポーザル方式の手続開始の公示、指名通知書又は見積依頼書、仕様書（図面を含む。）、入札心得書（又は見積心得書）、契約書案及びこの現場説明書をよく確認のうえ、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 契約の保証について

- (1) 受注者は、契約書案の提出とともに、次のいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「【保管金取扱店名】」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 契約保証金は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (ウ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「【歳入歳出外現金出納官吏 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。
- (エ) 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）の指示に従うこと。
- (オ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (カ) 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに保管金の払い渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

（注：【 】内は担当者が記載すること。）

イ 契約保証金に代わる担保としての振替国債（利付国債に限る。）に係る政府担保振替国債提供書及び提供しようとする振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料（提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの）

- (ア) 政府担保振替国債提供書は、契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を記載し提出すること。
- (イ) 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「【有価証券取扱主任官 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。
- (ウ) 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いにつ

いては、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、振替国債は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに政府担保振替国債払渡請求書を提出すること。

(注：【 】内は担当者が記載すること。)

ウ 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入を行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「【会計機関名 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、契約書に記載される業務の名称が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

(カ) 保証期間は、履行期間を含むものとすること。

(キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとすること。

(ク) 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、銀行等又は金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとすること。

(注1：【 】内は担当者が記載すること。なお、「会計機関名」は、当該工事を契約する会計機関名を記載すること。)

(注2：下線部は、事業監理業務に関するときは削除すること。)

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「【会計機関名 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

(ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、設計等技術業務委託契約書に記載される業務の名称が記載されるように申し込むこと。

(エ) 保証金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とする。

(オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(カ) 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(注1：【 】内は担当者が記載すること。なお、「会計機関名」は、当該工事を契約する会計機関名を記載すること。)

(注2：エは、事業監理業務に関するときは削除すること。)

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険証券に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には、「【会計機関名 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

(エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、契約書に記載される業務の名称が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。

(キ) 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(注：【 】内は担当者が記載すること。なお、「会計機関名」は、当該工事を契約する会計機関名を記載すること。)

- (2) 前号の規定にかかわらず、次に該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。
- ア 1件につき契約金額が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項に該当し、契約書の作成を省略することが出来る場合
- イ 契約担当官等が、その必要がないと認めたとき。
- 3 履行期間変更の場合における保証事業会社に対する通知について
前払保証約款第7条の2に基づく被保証者（発注者）から保証事業会社に対する通知は、契約書に定めるところにより、受注者が直ちに行うものとする。
（注：この事項は、前金払の条件を付さない業務のときは削除すること。）
- 4 再委託等の承諾について
業務の一部を第三者に委託又は請け負わせようとする（以下「再委託等」という。）ときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、仕様書に承諾を要しない旨の定めがあるものについてはこの限りではない。
- 5 不可抗力による損害について
- (1) 設計等技術業務委託契約書第34条第4項の「業務委託料」とは、損害を負担する時点における業務委託料をいう。
- (2) 1回の損害額が当初の業務委託料の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たないものは、損害額に含めない。
（注：この事項は、測量又は調査の場合に適用するものとし、他の業務のときは削除すること。）
- 6 国庫債務負担行為に係る契約における特則について
- (1) 各会計年度における業務委託料の支払の限度額（率）は、次のとおり。
- | | | |
|----|---|-----|
| 年度 | 約 | %以内 |
| 年度 | 約 | %以内 |
| 年度 | 約 | %以内 |
- なお、支払の限度額及び履行高予定額は、契約書を作成するまでに受注者に通知する。
- (2) 前金払の条件は、次のとおり。
- ア 各会計年度前金払を行う。
- イ 初年度は前金払を行わない。
- ウ 初年度に第2年度分を含めて前金払を行う。
- (3) 前号の場合において、初年度以外の会計年度においては、予算の執行が可能となる時期以前に前金払の支払を請求することができない。
- (4) 各会計年度における部分払を請求できる回数は、次のとおり。
- | | |
|----|---|
| 年度 | 回 |
| 年度 | 回 |
| 年度 | 回 |
- （注：この事項は、国庫債務負担行為に基づく契約以外のときは削除すること。また、国庫債務負担行為に基づく契約であっても、適用しない項目は削除すること。）

7 保険の加入について

(注：保険への加入の指示については、業務の内容を勘案の上、必要に応じて行うものとし、必要がない場合は削除すること。なお、指示する場合は、保険の種類、保険金及び保険期間等を明記すること。)

8 指導事項について

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（防経施第6993号。20.6.5）に基づく暴力団排除を行うための措置は以下のとおりとする。

(1) 再委託等から暴力団を排除するための措置について

都道府県警察から、暴力団関係業者として、防衛省が発注する業務（以下「発注業務」という。）から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、再委託等として使用しないこと。

(2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 発注業務において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

ウ 発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 通報等義務を怠った場合の措置について

ア 暴力団員等による不当介入を受けた受注者等が都道府県警察への通報等を怠った場合には、当該受注者等に対して指名停止又は書面による注意の喚起を行うものとする。

イ アによる指名停止を受けた者については、業務の業務成績の評定に反映させるものとする。

ウ アによる指名停止を受けた者については、その旨を公表するものとする。

エ アによる指名停止を受けた者については、再委託等の承認をしてはならないものとする。

9 入門手続について

(1) 一般競争入札において競争参加資格の確認を受けた者、指名競争入札において指名通知を受けた者又は見積依頼を受けた者が、入札（又は見積書の提出）の見積のために現地の確認が必要として自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、立入月日及び立入りしようとする人数等について当該業務の契約担当部署と調整を行うものとする。

(2) 業務の履行に際し、自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、監督官（工事監督の実施細目について（防整技第7165号。28.3.31）第2条に定める者をいう。）と調整を行い、当該施設を管理する部隊等の規則等に基づき関係書類を提出のうえ、出入許可を受けた後に当該施設に立ち入るものとする。

また、当該関係書類を提出の際は受注者の代表者（管理技術者等）が記載漏れや本人確認資料等を確認するとともに、申請が許可されて入門許可証等が発行される際は、受注者が一括して受領した場合にあっては、受注者は身分証明書等による申請者本人であることを確認した上で手交することとし、自衛隊施設等の担当部隊等から申請者本人へ手交する場合にあっては、受注者は部隊等が行う本人確認及び手交に立ち会うこととする。